平成31年度 青少年のネット非行・被害対策情報 <児童・生徒向け 第2号>

差出人:福井県安全環境部県民安全課

送信日:2019/4/16

警察庁資料「STOP!ネット犯罪」より①

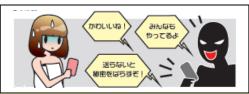
~知ってますか?ネットにまつわる犯罪~

◇ 被害事例

児童ポルノ、児童買春などの被害が全国で発生!!

CASE1 自画撮り被害に注意

女子小学生(9歳)は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる?」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。



他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送って はいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、 回収困難で、取り返しのつかないことになります。 児童ポルノ製造被害

CASE3 男子も被害にあっている

男子小学生(11歳)は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女の子になりすました加害者に自分の裸の写真を送信させられた。

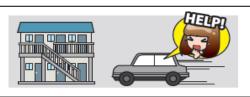


性被害にあっているのは女子だけではありません。 男子も注意が必要です。

児童ポルノ製造被害

CASE2 悩み相談から…誘拐された

女子中学生(14歳)は、SNSで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「慰めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。



インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながることがあります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。 未成年者誘拐被害

CASE4 交際相手に裸の写真を拡散された

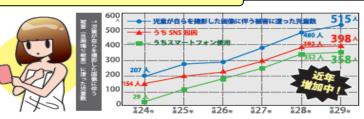
女子中学生(14歳)は、交際相手(15歳)に裸の写真を求められ、「送ってくれないなら別れる」等と追い込まれて自分の裸の写真を送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、インターネット上に自分の裸の写真を拡散されてしまった。



裸の写真を一度送ってしまうと、それをネタに更にひどい被害を受けることになります。いかなる 理由でも、そのような画像を送ってはいけません。 児童ポルノ製造・提供被害

自分で自分の裸の写真を撮って送信させられるケースが近年増加!

平成 29 年における児童ボルノ事件の児童が自らを撮影した画像に伴う被害(自画撮り被害)に遭った児童は 515 人(前年比+35 人)であり、増加傾向にあります。そのうち約7割がスマートフォンを使用してSNSにアクセスしたことによるものです。また、被害に遭った児童の約8割が面識のない者に画像を送らされています。



<参考>・警察庁「STOP!ネット犯罪一知っていますか?ネットにまつわる犯罪」 https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/news_2019_stop_cyber_crime.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。 【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp